

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

AICHIウォーター株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AICHIウォーター株式会社の2025年12月8日から2026年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第 1 期

計 算 書 類

自 2025年 12月 8日
至 2026年 3月31日

AICHIウォーター株式会社

貸借対照表

(2026年 3月31日現在)

AICHIウォーター株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(470,440)	流動負債	(26,717)
現金及び預金	358,341	未払金	12,331
売掛金	106,987	未払費用	12,460
前払費用	5,103	未払法人税等	499
未収入金	8	未払消費税等	1,395
		預り金	30
固定資産	(22,484)		
有形固定資産	(1,634)	固定負債	(201,000)
建物附属設備	1,634	長期借入金	201,000
投資その他の資産	(20,849)		
長期前払費用	18,746		
繰延税金資産	2,102		
		負債の部合計	227,717
		純資産の部	
		株主資本	(265,207)
		資本金	135,000
		資本剰余金	135,000
		資本準備金	135,000
		利益剰余金	(△ 4,792)
		その他利益剰余金	(△ 4,792)
		繰越利益剰余金	△ 4,792
		純資産の部合計	265,207
資産の部合計	492,924	負債及び純資産の部合計	492,924

損 益 計 算 書

(自 2025年 12月8日 至 2026年 3月31日)

AICHIウォーター株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		97,261
売上原価		9,250
売上総利益		88,011
販売費及び一般管理費		30,483
営業利益		57,527
営業外収益		
受取利息	75	
雑収入	7	83
営業外費用		
支払利息	272	
繰延資産償却	64,148	64,421
経常損失		6,810
税引前当期純損失		6,810
法人税、住民税及び事業税		85
法人税等調整額		△ 2,102
当期純損失		4,792

株主資本等変動計算書

(自 2025年 12月8日 至 2026年 3月31日)

AICHIウォーター株式会社

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	-	-	-	-	-	-
当期変動額						
新株の発行	135,000	135,000			270,000	270,000
当期純損失			△ 4,792	△ 4,792	△ 4,792	△ 4,792
当期変動額合計	135,000	135,000	△ 4,792	△ 4,792	265,207	265,207
当期末残高	135,000	135,000	△ 4,792	△ 4,792	265,207	265,207

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、愛知県との特定事業契約に基づき豊橋浄水場及び豊橋浄水場の管理等に係る施設（豊橋南部浄水場、取水施設、導水管路等）の統括運營業務を行っております。

当該取引は、契約に基づき役務を提供するため、役務提供に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務提供の完了に応じて契約において約束した金額で収益を認識しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

創立費…支出時に全額費用処理しております。

開業費…支出時に全額費用処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 21 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債務 201,000 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 272 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 27,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 131 千円

未払費用 990 千円

繰越欠損金 980 千円

繰延税金資産小計 2,102 千円

評価性引当額 — 千円

繰延税金資産合計 2,102 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 — 千円

繰延税金資産の純額 2,102 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、株主からの出資及び借入によって資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、預金、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
①売掛金	106,987	105,692	△ 1,295
②長期借入金	201,000	200,821	△ 178

注. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①売掛金

債権額を、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しております。

②長期借入金

元金金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	インフロン ア・ホール ディングス 株式会社	被所有 直接 51.0%	資金の借入	資金の借入 (注1)	201,000	長期借入金	201,000
				利息の支払 (注1)	272	—	—
主要株主 (会社等)	株式会社エス テム	被所有 直接 10.0%	業務の委託	運転・維持 管理業務 事前準備業 務委託 (注2)	9,250	未払金	10,175

(注1) 資金の借入については、市場金利等を勘案し、利率を合理的に決定しております。

(注2) 業務の委託については、一般取引先と同様の条件をベースに交渉の上決定しております。

(2) 兄弟会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	前田建設工業株式会社	なし	業務の委託、出向者の受入れ	マネジメント業務の委託（注3）	7,930	未払費用	8,723
				出向（注4）	13,900	—	—

（注3）業務の委託については、一般取引先と同様の条件をベースに交渉の上決定しております。

（注4）出向については、出向元の賃金をベースに交渉の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	9,822 円	49 銭
1株当たりの当期純損失	177 円	50 銭

9. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「（2）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第 1 期

附 属 明 細 書

自 2025年 12月 8日
至 2026年 3月31日

AICHIウォーター株式会社

1.有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物附属設備	—	1,656	—	21	1,634	21
	計	—	1,656	—	21	1,634	21

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
法 定 福 利 費	15	
福 利 厚 生 費	51	
荷 造 運 賃	6	
広 告 宣 伝 費	210	
交 際 費	17	
旅 費 交 通 費	155	
通 信 費	31	
消 耗 品 費	2,120	
水 道 光 熱 費	11	
支 払 手 数 料	40	
リ ー ス 料	269	
保 険 料	1,474	
租 税 公 課	428	
支 払 報 酬 料	3,800	
減 価 償 却 費	21	
出 向 負 担 金	13,900	
業 務 委 託 料	7,930	
計	30,483	